

原発埼玉県民投票の署名集めについて

署名期間 12月15日（月）～1月10日（土）

（衆議院解散総選挙に伴い残りの署名期間が変更になりました。）

<署名を集める前に>

1) 署名欄の裏面には受任者の名前、住所、生年月日、性別を書く欄（委任状欄）があります。そこに署名を集める前にご記入ください。署名を集める前にその上に年月日（12月15日～1月10日）をご記入ください。

2) あなた（受任者）が、お住まいの市区町村の有権者からのみ署名を集めることができます。さいたま市の場合は区ごとに分かります。

3) 選挙人名簿に載っているか不確かな方からも、有効署名かどうかは選管が判断しますので署名してもらっておいてください。

4) 埼玉県内に住民票のある有権者ならどなたでも署名を集めることができます（受任者になれます）。ただし、国家公務員と公立の幼・小・中・高校の先生と住所地のある選挙管理委員会の方は受任者にはなれません。※署名はできません。

5) 署名簿は委任状欄に請求代表者の押印のあるものが有効です。コピーは不可です。

※受任者になる方は、引越し後は選挙人名簿に載るのに3ヶ月かかる場合があります。選挙管理委員会にお問い合わせください。

※市長選挙や市議選挙の関係で署名期間が変わっている地域があります。

草加市：12月15日～1月19日（未定）

三郷市：12月15日～1月12日

三芳町：12月15日～1月18日（未定）

川島町：1月19日～1月20日（未定）

横瀬町：1月19日～1月20日（未定）

統一地方選挙前に県議会で審議してもらうために、署名提出日を1月20日とします。上記4市町につきましても例外ではなく、署名期間を残した状態での提出になります。

<署名時の注意>

1) 名前は自筆に限ります。

2) 3丁目32番地405号室は3-32-405という書き方で良いです。マンション名は不要です。

3) 家族が続いて書く場合は、住所の欄に限って、同上または//と書くことができます。苗字は//は不可。

- 4) 生年月日は正しく記入してください。
- 5) 捺印（シャチハタ可）または、拇印（どの指でも可）が必要です。家族は同じ印でも可。
- 6) 代筆は、手や目に障害があり、筆記できない人だけ。代筆者も同じ市区町村の有権者のみ。
その署名簿の受任者は代筆できません。
- 7) 訂正する場合は二重線で消して、訂正印を押してください。修正液は不可。
- 8) 署名欄には署名をした日にちを書く欄があります。日付が逆転していると無効になります。

＜集めた署名簿は＞

各市区町村の集約する方の連絡先はホームページに順次載せていく予定です。まだ決まっていない市区町村については決まり次第掲載します。それまではお手元に保管しておくか事務局にお送りください。

署名期間終了後、市区町村ごとに署名簿をまとめ、通し番号を入れて、各市区町村選挙管理委員会に一括して提出します（1月20日）。各選管は選挙人名簿と照らして本人確認をします。各選管から戻された署名簿は事務局で集約し、県知事に提出します。

「署名を集める人（受任者）」拡大のお願い

署名をしてくれた方に、「署名を集める人」になるよう頼んでみましょう！

「家族の分だけでも…、友達の分だけでも…、1筆でも2筆でも結構ですので署名を集めることはできませんか？」と頼むと案外、引き受けてくださるものです。その方に新しい署名簿と説明書を渡してください。この運動の成功のカギは、「署名を集める人」を増やすこと（運動の担い手を増やすこと）にかかっています。署名期間最終日まで「署名を集める人」を募集しています。

※市区町村が異なっても受任者になって頂くことはできますので、その方に新しい署名簿を渡し受任者になって頂いてください。

※新たに受任者になって下さった方の名前、住所、連絡先を事務局にお知らせください。メール、FAX、郵送、或いはホームページから入力できます。新たな受任者ご本人からの連絡でも、もちろん結構です。

〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 11-1 パルコの上9階

さいたま市市民活動サポートセンター メールボックス B-85

原発埼玉県民投票準備会事務局

TEL: 070-5083-9364 070-5598-9846 048-884-3369

E-mail: kenmintohyosaitama@gmail.com FAX: 048-611-9166

<http://saitamakenmintohyo.web.fc2.com/>